

中島議員。

〔中島謙二議員登壇、拍手〕

▼○中島謙二議員▽ おはようございます。自民党議員連盟の中島謙二でございます。

ただいまより、あらかじめ通告しておりました5項目について一般質問を行いますので、知事を始め関係部長、教育委員長並びに教育長の真摯な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、がん患者の口腔ケアについて伺います。

がんは、我が国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、年間約35万人が亡くなり、生涯のうち約2人に1人がかかると推計されております。島根県においても急速な高齢化の進展に伴い、がんによる死亡者は年々増加しており、昭和59年から島根県における死亡原因の第1位となっております。そのため、島根県においては、御承知のように平成18年9月に県議会議員全員の提案により全国初のがん対策推進条例が制定され、またさらにより一層のがん対策を充実強化していくため、平成20年3月に島根県がん対策推進計画を策定し、がん予防の推進、がん医療水準の向上、患者支援の3つを柱とした総合的ながん対策が行われております。

この我が国の死亡原因第1位となっているがんの治療には、大きく分けて手術、抗がん剤治療及び放射線治療がありますが、それらの治療において、最近術前術後の口腔内の衛生状態を保つための口腔ケアが、がん治療結果に好影響をもたらすことがわかってきております。

この口腔ケアには、保湿、スポンジブラシによる清掃、歯ブラシによるブラッシング、歯石やプラーク除去あるいは歯周炎や齲歯に対する治療などがあり、また患者自身が行う口腔ケア、歯科医師や衛生士による専門的機械を使った口腔ケア、プロフェッショナル・メカニカル・ツース・クリーニング、PMT Cなどがあり、がん治療の術中だけでなく、前後の期間を含めた一連の期間である周術期にこれらの口腔ケアを行うことは、術後の感染予防や治療後の合併症を予防するという重要な役割を果たすと言われております。

そのため、島根県においても平成25年度から29年度までの島根県がん対策推進計画において、各種がん治療の副作用、合併症の予防や軽減など、がん患者の生活の質の向上を図るため、医科歯科連携によ

りがん患者の口腔機能の向上、維持、合併症予防やQOLの向上につながる口腔ケアの取り組みを進めるとされております。

そこで、今までがんの治療以外に関しても具体的な事例を挙げて、さまざま口腔ケアの重要性を議会質問の中で述べてまいりましたが、まず口腔ケアの重要性について、知事はどのように認識されておられるのか伺います。

また、手術、抗がん剤治療及び放射線治療において、口腔ケアが具体的にどのような効果をもたらすと考えておられるのか、健康福祉部長に伺います。

このように、がん治療における口腔ケアの重要性が認識されてきた中、山梨県においては昨年4月1日に山梨県がん対策推進条例が施行され、その条例の中には、全国で初めてがん医療と歯科医療の連携に関する行政の支援が盛り込まれております。そして、山梨県においてはこの山梨県がん対策推進条例制定により、山梨県立中央病院と山梨県歯科医師会とが医科歯科連携の合意書を調印し、山梨県立中央病院でがん治療を受ける患者は、地域の歯科医と連携で行われる口腔ケアを受けることになっております。

また、岐阜県においては、岐阜大学医学部附属病院と岐阜県歯科医師会が、先般がん患者の口腔ケアや歯科治療に連携する合意書に調印するなど、患者への医科歯科連携の取り組みが今全国の各都道府県に広がってきており、今後がん患者の口腔ケアは、がん治療の効果の向上に大きく資するものと考えられます。

したがって、島根県においても、今後がん拠点病院等で周術期におけるがん患者への口腔ケアの取り組みを積極的に行うべきと考えますが、島根県におけるその取り組みの現状及び今後の取り組みについてどのように考えておられるのか伺います。

次に、全国学力・学習状況調査、全国学力テストについて伺います。

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的に、小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査が、本年4月に4年ぶりに国公私立全ての小中学校を対象とした全員方式で行われ、全国の国公私立計3万962校の約228万7,000人が参加し、国語と

算数・数学の問題に取り組んでおります。

この全国学力・学習状況調査は、学力向上対策の一環として2007年度、平成19年度から始まり、2009年度、平成21年度までの3年間は全員参加方式で実施されておりましたが、民主党政権が誕生した後、競争をあおるといった意見に配慮し、経費削減を理由に原則的に3割の学校を選ぶ抽出方式に変更され、昨年まで実施されてきております。

しかしながら、全国学力・学習状況調査の抽出方式への変更は、都道府県別の平均正答率しかわからず、市町村別や学校別のデータが途切れ、昨年までの3年間は子どもたちの学力状況が正確に把握できなくなるといった弊害を生じたため、教育現場からも全員参加を望む声の大きいことなどから、自民党政権の発足を受けて、来年度以降も全員方式で行われる予定となっておりますが、そこでまず初めに、この全国学力・学習状況調査の全員方式が復活したことについての意義をどのように考えておられるのか、教育委員長に伺います。

一方、島根県においては、島根県の児童生徒の学習状況及び学習や生活に関する意識を客観的に把握することを通して、島根県市町村立小中学校の学習指導上の課題やその改善状況を明らかにし、今後の教育施策のさらなる充実及び学校における指導の改善に役立てることを目的に、平成18年度から島根県学力調査が始まり、平成22年度から、小学校4年生から6年生及び中学校1年生から3年生を対象に行われております。

本年行われたこれらの2つの調査は、4月24日に全国学力・学習状況調査、5月9日、10日の両日に島根県学力調査が行われ、全国学力・学習状況調査は、国語、算数・数学の基礎知識を問うA問題と、応用力を試すB問題についての教科に関する調査、児童生徒に対する質問紙調査及び学校に対する質問紙調査が行われております。また、島根県学力調査は、小学校4年生は国語、算数、小学校5年生から中学校1年生は国語、算数・数学、社会、理科、中学校2年生及び3年生は国語、数学、社会、理科、英語についての教科に関する調査及び児童生徒に対する質問紙調査が行われておりますが、全国学力・学習状況調査及び島根県学力調査の結果の公表について、どのような内容や方法で行われるのか、また島根県における全国学力・学習状況調査及び島根県学力調査結果について、市町村の公開状況はどのよ

うになっているのか、あわせて伺います。

今後、これらの全国学力・学習状況調査及び島根県学力調査で得られる膨大なデータを、当然のことではありますが、島根県としてもさまざまな角度で分析し、児童生徒の学力向上等につなげていく必要があるように思いますが、島根県は今後どのように学力向上等に活用していかれるのか伺います。

続いて、木材利用ポイント制度について伺います。

国産材の適切な利用を促すことは、地域材の適切な利用により森林の適正な整備、保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成につながってきます。また、国は森林・林業基本計画において2020年の木材自給率50%とすることを掲げており、その実現のため、そして森林資源が豊富な農山村地域の振興を図るためには、年々増加している森林資源について、住宅分野などの利用を拡大していくことが重要であります。このため、地域の川上から川下までの関係業者や地方公共団体の関係者等が一体となって、各地域の特徴を踏まえた地域材の需要を喚起する対策が重要となってきております。

こうしたことを背景に、林野庁では関係者による地域材の需要拡大の取り組みを促進し、第1次産業を始めとした地域産業、ひいては経済全体の波及効果を期待する取り組みとして、木材利用ポイント制度の導入を決定し、本年2月26日の国の平成24年度補正予算の成立を受けて、木材利用ポイント制度が新設されたところであります。

そこで、まず木材利用ポイントの付与対象工事及び木材製品等、また付与されるポイントの詳細について伺います。

また、新設された木材利用ポイント制度においては、県産材などの認証木材の供給業者及び木材利用ポイントの付与対象となる住宅施工業者は、登録する必要がありますが、島根県における認証木材の供給業者及び木材利用ポイント付与対象住宅施工業者に登録されるための申請方法について、またその申請の状況についてあわせて伺います。

ところで、この木材利用ポイントの付与、交換は7月上旬ごろから行われる予定であり、地域の農林水産品等、農山漁村における体験旅行、商品券、森づくり・木づかい活動に対する寄附、被災地に対する寄附に交換できることになっております。また、その交換するポイントは1ポイント1円相当とし、

交換商品等提供事業者、交換商品等についても登録が必要とされておりますが、その登録状況及び具体的な商品について伺います。

この林野庁が新設した木材利用ポイント制度は、島根県産材を含む国産材を使用した場合、ポイントが施主に付与されるもので、直接的には県産材の需要拡大にはつながってこない可能性があります。しかし、島根県が現在行っている県産木材住宅助成制度と組み合わせることによって、施主にとっては木材利用ポイント及び県産木材住宅助成金を受け取ることができるというメリットが生まれてきます。そのため、この木材利用ポイント制度を積極的に県民に啓発、活用することは、県土の約80%を森林が占める島根県においては、県産材のより一層の需要拡大につながってくるように考えております。

また、木材利用ポイントの交換商品として、県内農林水産物を積極的に登録することは、島根県農林水産物を広く県外へPRするとともに、島根県の農林水産物の消費拡大につながるものと考えますが、この木材利用ポイント制度の活用についてどのように考えておられるのか、また今年度限りとなっている県産木材住宅助成制度については、まだ新年度が始まったばかりであります。県産材の需要喚起対策の上では来年度以降も続けていくべきと考えますが、知事の所感をあわせて伺います。

次に、株式会社の認可保育所参入について伺います。

厚生労働省は本年5月2日に開催された政府の規制改革会議において、待機児童の解消のため株式会社の認可保育所への参入を広げるよう全国の地方自治体に要請する方針を明らかにしており、島根県においても既に厚生労働省からの通達が届いていると聞いております。

この認可保育所の設置主体は、2000年、平成12年から制限がなくなり、現行制度においても株式会社の認可保育所参入は認められております。しかし、認可の裁量は都道府県や政令指定都市などに、また島根県においては島根県及び松江市などにあり、全国的には経営難で撤退するリスクがある、保育の質が不安といった理由で株式会社を排除する自治体が多いのが現状のようであります。

そこで、まず全国及び島根県における認可保育所の設置主体の状況について伺います。

また、株式会社が認可保育所への参入に際しての

要件について、あわせて伺います。

この株式会社の認可保育所への参入については、2015年、平成27年4月から本格施行が予定される子ども・子育て支援制度では、株式会社などが施設の基準や経営基盤などの要件を満たす形で保育所への参入を求めた場合、自治体は原則認可しなければならないことになっておりますので、今回の厚生労働省の通達は前倒しでその運用を求めるものであります。したがって、都会地の待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況の中においては、必要な措置とは思いますが、一方で株式会社の認可保育所参入に当たって、幾つか検討すべき課題があるように思っております。それは、配当規制、撤退スキーム及び情報開示義務についてであります。

まず、配当規制についてであります。都会地の認可保育所に参入しているある保育企業においては、銀行金利より高い4%から5%の配当を行っている事例があると聞いておりますが、その利益は税金である運営補助金により結果的に得られると考えられるため、配当規制を設定する必要があるのではないかと考えております。

次に、株式会社が定員割れ等により撤退した場合、これまで通園していた園児を救済する仕組みがないという問題があります。もちろん、社会福祉法人であっても同じことが言えるわけであり、潰れるときは潰れ、撤退せざるを得ないときは撤退することになりますが、通っていた園児や家庭にしてみれば、本当に迷惑な話であるとともに、急に預かり先がなくなると雇用にも影響が出る可能性があります。そのため、特に株式会社の認可保育所参入に当たっては、突然の撤退を防ぐための移行期間を設ける仕組みづくりが必要ではないかと考えております。

3つ目の情報開示義務についてであります。2008年、平成20年に突然保育園を撤退した株式会社は、保育事業で得た現金を他の事業につぎ込んだためと言われておりますが、このような事例を防ぐためには、財務諸表のネット上等での公開を義務づけることが必要ではないかと私は考えておりますが、島根県は株式会社の認可保育所参入に関して議論のあるこれらの配当規制、撤退スキーム及び情報開示義務についてどのように考えておられるのか伺います。

ところで、今行われている保育に関する議論は、結局のところ都会地に重点を置いた議論であり、も

と地方の人口減少地域等にも目を向け、地方の保育の質の充実等にも取り組むべきではないかと考えておりますが、2015年、平成27年4月から本格施行が予定される新たな子ども・子育て支援制度には、地方に対してどのような施策が盛り込まれているのか、健康福祉部長に伺います。

また、中山間地域を多く抱える島根県における保育の充実という観点から、新たな子ども・子育て支援制度についての知事の所感を伺います。

最後に、心のノートについて伺います。

近年、生命を大切にす心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成が十分でないとの指摘がなされております。そのため、学校、家庭、地域が十分連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む道徳教育の充実がますます重要となっておりますが、まず初めに学校における道徳教育の必要性についての所感を教育委員長に伺います。

この学校における道徳教育について、文部科学省は人間として調和のとれた育成を目指して、発達段階に応じた心に響く道徳教育を展開することとしており、幼稚園では各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしております。

また、小中学校では道徳の時間、週当たり1単位時間を始めとして各教科、特別活動、総合的な学習時間、それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしております。

さらに、この道徳教育の充実政策の一環として、文部科学省は発達段階に沿って小学校向けは1、2年生、3、4年生、5、6年生向けの3種類、及び中学校向けの4種の道徳の副教材である心のノートを2002年度、平成14年度に全小中学校に無償配布を始めましたが、民主党政権時代の2011年、平成23年4月から配布が中止されております。そのため、各学校は文部科学省のホームページからダウンロードし、印刷した上で使用することとなっておりますが、昨年自民政権が誕生し、平成24年度補正予算に6億円が措置されたことにより再配布が決定し、この7月には配布される予定となっておりますが、この心のノートにより、具体的にどのような視点で児童生徒の内面に根差した道徳性の育成を図ろうとしているのか伺います。

また、島根県において心のノートの活用状況につ

いて、あわせて伺います。

ところで、続発するいじめへの対策として、政府の教育再生実行会議が提唱した道徳の教科化に向け、文部科学省の有識者会議、道徳教育の充実に関する懇談会が議論をスタートさせておりますが、この道徳の教科化には教員養成も含めた大学教育など、全体設計の見直しが必要であるなど、今後道徳の教科化に向けてはさまざまな検討が必要であり、その実現までにはかなりの時間を要するのではないかと考えられます。

そのため、今特に必要なことは、道徳教育の必要性を社会全体で共有することです。その意味では、島根県が行っているふるまい向上プロジェクトに続くしまねのふるまい推進プロジェクトは、島根県民全体で振る舞いを向上させようとする取り組みであるため、このしまねのふるまい推進プロジェクトをより一層取り組むことは、生命を大切にす心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性を育成するための道徳教育の必要性を社会全体で共有することにつながるのではないかと考えております。

そこで最後に、しまねのふるまい推進プロジェクトを道徳教育へ活用することについて、教育長はどのように考えておられるのか伺い、以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

▼○議長（五百川純寿）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中島議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、口腔ケア、木材利用ポイント制度、そして保育所の関連、3点についてお答えをいたします。

まず、口腔ケアの重要性についての所感いかんと、こういうことであります。

口腔ケアを行うということは、歯を磨いたり口をゆすいだり、口の中をきれいにすることが基本だと思いますが、そうすることによりまして虫歯や歯周病を予防し、高齢になっても自分の歯をたくさん残すことができるということでもあります。しっかりした歯でよくかんで食べることができますから、消化や吸収を助ける、これが健康に大きな寄与をするわけでありまして、また、そうしたことによりまして、糖尿病でありますとか心臓病、脳卒中など

の生活習慣病の予防にもつながるといふふうに言われております。

また、口の中が食べかすとか、そういうものがなくてきれいになりますと、細菌などが口の中で繁殖をする、また細菌が繁殖するとウイルスも繁殖しやすいといったようなことも言われておりますけども、それによりまして風邪でありますとかインフルエンザでありますとか、あるいは肺炎のようなものを予防するのに役立つといふふうに聞いておるところであります。

学問的にこういうことが言われ出したのは、比較的最近のことだといふふうに聞いておりますし、私もテレビの番組でそういうのを見たりして、口の中をゆすいだり、そういうことを心がけておるところであります。いずれにしましても、歯科医師会などでは8020といふことで、80歳になっても20本ぐらい健康な歯が残るような活動をされておられる、そういう方々が表彰されて、私のところにも来ることがありますけども、非常に健康な生活をする方々はしておられるなといふふうに思うところであります。

そういうことから、口腔ケアは健康の保持増進に大変重要な課題だといふふうに思います。そういう意味で、子どもたちにも歯を磨いたり口の中をきれいにする、そういうことをよく伝えていく、そういうことも大事でありますし、大人もそうではないかという気がするわけであります。

2点目は、国が今年度予算におきまして木材を利用して家を新築するとか、あるいは増築、改造する場合に補助をする、木材の使用量に応じてポイントを提供すると、最大で30万ポイント、30万円相当の商品券でありますとか、あるいは木材製品でありますとか、そういうことがいただけるという制度であります。あるいは木製品についても、あるいは木を利用したストーブなどについても、そういうポイントがもらえるという制度をおつくりになったわけであります。

県のほうは、もともと新築、増築に対しまして、これも最大で30万円相当のベネフィットを供与するという制度があります。したがって、国の制度はその県の材木でなくてもポイントがもらえるということですが、県の制度は県産材で、県の中で家を増築する、あるいは改築をすると、新築するという場合でありますから、県民の方々にとりまし

ては県産材をお使いになって増改築、新築等をしますと、国、県を合わせまして最大で60万円相当のベネフィットがいただけるということでありまして、全国の消費者は国産材を活用することによって、ポイントを木製品とかいろんな製品にかえていただくということもできるわけでありまして、そういうものに対しましては今度は県にはこういうものがありますと、交換商品のカタログを見ていただいて、県の産品に交換していただく、そういうことが考えられるわけでありまして、したがって、私どもとしては県内の製材業者の方あるいは工務店の方々に対しまして、県産木材を利用すれば国と県の両方の助成が受けられますよということを積極的にPRをして、増改築等をされる方によくお伝えをしていただく、また県のホームページなどでそういうことを広報していくということを考えております。

また、全国の消費者の方々に対しましては、県の木材製品だけでなく農林水産品との交換もできるわけでありまして、島根県の農林水産品でこういうものがありますから、これに交換してくださいといふようなPRをする、2つの道があると思えます。そういうことで、例えば県外の方につきましては交換商品の県のカタログを作成しまして、県のホームページに掲載をしたり、県外での商談会、あるいはほんばし島根館での配布なども考えておるところであります。

これに関連をしまして、県産木材住宅助成制度を県としては来年度以降どうするのかという御質問がありますが、この点につきましては、木材利用ポイント制度、国の制度であります。これが来年度以降どのようになるのか、あるいは木造住宅の着工戸数の動向などをよく注視をしまして、関係者の意見も十分聞きながら、来年度当初予算の編成の中でよく考えていきたいといふふうに思っているところであります。

3番目の質問は、新たな子ども・子育て支援制度が平成27年度から実施をされるわけでありまして、それについての所感いかんということでありまして。

この新制度の中におきましては、議員が御指摘になった中山間地域などの子どもが減少している地域においても必要な保育が提供できるよう、小規模保育等に対して一定の給付を行うというものが制度化されることになっております。地域型保育給付と呼

んでおりますが、そういうものがありますが、これは島根県などがこれまでも国に対して要望してきたところでありまして、評価しているところでありませぬ。

現在、国におきましては新制度における給付や事業の具体的な内容が議論されておきまして、地方の実情に合った必要なサービスを受けることのできる制度となるよう、さまざまな機会を通じまして要望していく考えであります。

県としましては、国の検討の動向をよく注視しながら、子ども・子育て支援推進会議を設置することとしておきましても、その推進会議におきまして、新たな制度に向けた準備を進めていく考えであります。以上であります。

▼○議長（五百川純寿）▽ 原健康福祉部長。

〔原健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 私からは、がん患者の口腔ケアと株式会社の認可保育所への参入についてお答えいたします。

まず、がん患者の手術、抗がん剤治療、放射線治療における口腔ケアが、具体的にどのような効果をもたらすかということについてお答えします。

がん患者の治療に際しての口腔内の問題としましては、まず手術の場合には、手術のときの麻酔を行う管を口から入れる際に、口腔内が不潔な状態であると、細菌を気管に押し込んでしまうという問題がございます。また、抗がん剤治療の場合には、抗がん剤の副作用により口内炎がたくさんできまして、激しい痛みが出るというような問題がございます。また、放射線治療の場合には、口腔やその周囲のがんに対する放射線治療により唾液が出にくくなり、口の中が乾燥すると、こうした問題がございます。

これら口腔内の問題に対しましては、歯ブラシやスポンジブラシ等で歯の汚れを落としたり、塗り薬や飲み薬で口内炎の痛みを軽減したり、うがいやスプレーで口腔内の乾燥を防ぐなどの口腔ケアが行われておきまして、こうしたケアによりまして、口腔内の細菌が原因となる肺炎を予防したり、口内炎の痛みを和らげたり、食事をとりやすくさせることができますし、これによって円滑にがん治療を継続することができるという効果をもたらすものと考えておきります。

次に、県内のがん患者への口腔ケアの取り組みの現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、現状ですが、現在がん患者に対する口腔ケアは、県内の6つのがん診療連携拠点病院と、歯科口腔外科がある3つの病院においてチーム医療の一環として取り組まれておきまして、また、がん患者の口腔ケアは、平成24年4月の診療報酬改定によりまして、歯科医師がいる病院はもとより、歯科医師がいない病院においても歯科診療所と連携することにより、保険診療で対応できることとなりました。これを受けまして県内においても、例えば益田圏域で歯科口腔外科がない益田地域医療センター医師会病院が地元の歯科診療所へがん患者を紹介するなど、病院と歯科医師会が連携して口腔ケアを行う事例も出ておきまして。

今後の取り組みですが、県としましては医師や歯科医師、歯科衛生士らに研修を行うなど、口腔ケアの普及に努めるとともに、病院と歯科診療所の情報を共有する環境の整備を進めてまいりたいと考えておきります。

次に、認可保育所の関係でございます。

まず、全国及び島根県における認可保育所の設置主体の状況と、株式会社が認可保育所へ参入する際の要件についてであります。

全国の平成24年4月1日現在の保育所数は2万3,711カ所でございます。内訳としましては、公立が1万275カ所、社会福祉法人が1万1,873カ所、株式会社が376カ所、学校法人等が1,187カ所となっております。

島根県内の平成25年4月1日現在の保育所数は290カ所でございます。内訳は公立が80カ所、社会福祉法人が201カ所、株式会社が3カ所、学校法人等が6カ所というふうになっておきまして。

なお、株式会社による3カ所につきましては、いずれも権限移譲しました松江市が認可したものでございます。

株式会社など社会福祉法人以外の者による保育所の設置認可に際しましては、県条例で定めた保育所共通の最低基準を満たすとともに、主に3つの要件を満たす必要がございます。その一つは、保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を有していること、2つに幹部職員が保育所等において2年以上の勤務経験を有するなど一定の経験、能力を持っていること、また3番目としまして、当該株式会社全体の財務内容が3年以上連続して損失を計上していないことというような要件を満たす必要がござ

います。

さらに、松江市の株式会社の場合は、適切な運営を担保するために主に2つの要件を追加で付与しております。1つには、社会福祉法人に準じた財務諸表を作成すること、2つに会計年度終了後3カ月以内に松江市に財務諸表と現況報告書を提出することという条件でございます。

次に、株式会社の認可保育所参入に際して議論のある配当規制、撤退スキーム及び情報開示義務についてお答えいたします。

まず、株式会社の配当でございますが、特に特段の規制はありませんが、市町村から交付される運営費は、それから生じる利息を除き、原則として保育事業に係る経費に全て充当すべきものとされております。

撤退スキームにつきましては、島根県では児童福祉法施行細則により、廃止予定日の三月前までに入所児童の新たな受け入れ先などを明らかにして、知事の承認を受けなければならないとなっております。したがって、廃止に伴い急に預かり先がなくなるような事態は生じないものと考えております。

情報開示義務につきましては、保育所の運営に関する財務諸表等の公表については、社会福祉法人、株式会社ともに義務づけはされておられません。ただし、社会福祉法人につきましては、社会福祉法によりまして、請求があれば閲覧に供さなければならぬとされております。

このたび厚生労働省から県に社会福祉法人の財務諸表等につきまして、平成24年度分から広く一般の方の閲覧が可能となるよう、インターネット等で公表するよう法人に対して周知、指導をするよう依頼があったところでございます。このような動きの中で、株式会社の財務諸表等の公開について、今後どのように扱われるのか注視してまいりたいと考えております。

次に、新たな子ども・子育て支援制度に盛り込まれている地方に対する施策についてお答えします。

新たな子ども・子育て支援制度では、子どもが減少傾向にある地域に対して、少人数の保育施設の安定的な運営を支援することとして、新たに小規模保育、これは利用定員6人以上、19人以下の保育を対象とするものであります。また、家庭的保育、これは利用定員5人以下の保育を対象とするものであります。こうした新たな保育に対します給付を創設

し、身近な地域での保育機能を確保することとしております。

また、小規模保育を拠点として、地域子ども・子育て支援事業として放課後児童クラブ、一時預かりなどを併設することで、地域の多様なニーズに対応できるものとされているところでございます。今後、市町村が子ども・子育て支援計画を策定し、また県においても県の支援計画を策定するということで、市町村と一緒に、新たな制度の円滑な移行に向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

▼○議長（五百川純寿）▽ 石黒農林水産部長。

〔石黒農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（石黒裕規）▽ 私からは、木材利用ポイント制度についてお答えいたします。

3点お尋ねをいただきました。まず、木材利用ポイントの対象、それから発行されるポイント数についてお答えいたします。

木材利用ポイントの対象になりますのは次の3つでございます。1つ目は、木造住宅の新築や増築でございます。2つ目が住宅の内装や外装の木質化でございます。3つ目が木製家具や木質ペレットストーブなどでございます。

発行されるポイント数につきましては、木造住宅の新築や増築の場合につきましては、産地証明された国産材を柱などの構造材に半分以上使用する場合等に30万ポイントを発行いたします。1ポイント1円ですので、30万円相当ということになります。

2番目に、住宅の内装や外装の木質化につきましては、産地証明された国産材を床や壁の材料として使用する場合等に、その工事面積に応じまして最大で30万ポイント発行するものでございます。

3番目に、木製家具や木質ペレットストーブなどにつきましては、購入価格の10%相当で最大10万ポイントを発行するものでございます。

次に、木材供給業者及び住宅施工業者の申請方法と申請の状況につきましてお答えいたします。

まず、申請方法につきましては、この制度の対象となる木材を供給しようとする製材業者などは、この制度を運営いたします木材利用ポイント全国事務局に申請を行います。住宅施工業者につきましては、都道府県単位で申請を受け付けることになっておまして、島根県におきましては、県内の住宅関係団体で構成する島根県住宅振興協議会に申請を行

うこととなっております。

続いて、申請の状況でございますけれども、登録申請期限5月31日までのところで、島根県におきまして申請手続を行いました木材供給業者は115業者となっております。住宅施工業者につきましては453業者となっております。今後、審査を経まして6月末までに登録されることとなっております。

最後に、交換商品等の提供事業者、交換商品等の登録状況と具体的な商品についてお答えいたします。

木材利用ポイントとの交換商品につきましては、県産の農林水産品のPR、それから消費拡大の観点から、より多くの商品が登録されることが重要であると考えております。このため、JA、JF、商工会などへ幅広く情報提供をし、応募の働きかけを行ってまいりました。5月の応募締め切りの時点で県内の58の事業者からしまね和牛、島根米、干しシイタケ、海産物、木材製品、地域商品券など134品目の応募がなされております。このほか、森づくり活動等に対する寄附を受ける団体として、県内から5団体の応募がなされております。いずれも全国事務局の審査を経まして、6月末までに決定されることとなっております。以上でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 山本教育委員長。

〔山本教育委員長登壇〕

▼○教育委員会委員長（山本弘正）▽ 2点について御質問をちょうだいいたしましたので、お答えをさせていただきます。

まず、全国学力・学習状況調査の全員方式の意義についてという御質問でございます。

全国学力・学習状況調査につきましては、議員がおっしゃいますとおり教育施策の成果とか課題を検証する、そしてそれを改善を図っていくということが1つございます。そしてまた、児童生徒の教育指導、さらには学習状況の改善に役立てると、こういう目的で実施をしております。

近年、学力の低下というもの、また学習習慣が身につけていないことなどが指摘される中、学力向上に向けた取り組みや学習習慣の改善を進めていくことは非常に重要なことだと思っております。

この調査が全校で全員に行われることの意義でございますが、児童生徒の学力や学習習慣についての課題がはっきりとわかることで、一人一人に対する個別の指導や、学校ごとにそれぞれの指導上の課題

や改善に向けた対応が可能になることなどにあると考えております。こうしたことは、児童生徒に対しまして、よりきめ細やかな指導を行ったり、学校の運営をよりよいものとしていく上で大いに役立つものと思っております。

次世代を担う児童生徒に大きな希望と夢を持ってもらうには、やはり発達段階に応じた教科ごとの習熟度または到達度を高めること、そしてまた児童生徒の思考力、判断力、表現力等の育成に努めることが大切であるというふうに思っております。

次に、学校における道德教育の必要性についてありますが、少子高齢化や核家族などによる近年人間関係の希薄化、そして自然体験や社会体験の機会の減少、それから家庭や地域の教育力の低下などによりまして、子どもたちの規範意識、忍耐力、命を大切にする心、社会性などが十分に育まれていないのではないかという懸念をしておるところであります。

そうした中で、子どもたちが社会や地域のために何ができるのか、それを考え、そして未来への夢を、目標を持つ、みずからの意思で粘り強く行動する力、これを身につけていくことが重要な課題となっていると考えております。

そのためには、道德教育を通じまして基本的な生活習慣や社会生活を送る上で、人間として持つべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や、他者への思いやりなどの道徳性を養っていくことが必要であると考えております。

また、それらを基盤としまして、子どもたちが法やルールの意義や、それらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できるよう育てていくことが大切であると考えております。

道德教育が真に実効性のあるものとなるためには、議員の御指摘のとおり、学校だけではなく家庭教育によるところも大きいことから、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが重要であるというように考えております。以上でございます。

▼○議長（五百川純寿）▽ 今井教育長。

〔今井教育長登壇〕

▼○教育長（今井康雄）▽ 私からは、学力調査と道德教育についてお答えをいたします。

まず、学力調査についてでございます。



まず、この学力調査の結果をどのような内容、方法で行うのかという御質問でございます。

まず、県としての公表であります。全国学力・学習状況調査につきましては、国の実施要領に基づきまして島根県全体の結果を公表をすることとしております。ことしは8月下旬に県のウェブサイト上で公表を予定をいたしております。それから、島根県の学力調査につきましては、島根県全体と市町村ごとの結果を公表することとしております。ただし、町村に学校が1校しかない、こういった学校が特定される場合は、市町村ごとの公表はしないというふうにしております。ことしは7月上旬に県のウェブサイト上で公表を予定をいたしております。

それから、市町村におきます公表の状況ですが、昨年度、平成24年度におきましては、全国の学力・学習状況調査につきましては、抽出ということもありまして、県内で1町のみ市町村ごとの結果を発表をいたしております。それから、県の学力調査につきましては、先ほど申し上げました県のほうで市町村ごとの発表をいたしておりますが、市町村によりましては独自の分析を加えるなどして、8市町でございますが、独自の公表をしているところもございます。それから、学校ごとの結果につきましては、いずれの調査でも公表はされておられません。

それから次に、学力調査の活用についての御質問でございます。

学力調査につきましては、各学年、各教科の調査結果から課題を分析いたしましたり、あるいは教科の調査結果と生活・学習意識の結果を関連づけて分析をいたしております。この分析を通して見られる島根県の課題であります。基礎的な知識や技能は身につけておりますが、それを応用する力が十分でない、あるいは説明したりまとめて書いたりする力が不足している、あるいは学習時間が短い、こういった課題がございます。

これらの結果を島根県学力調査報告書あるいは各教科等の指導の重点にまとめて各学校に配布をし、授業改善に活用いたしております。また、県全体といたしまして、教員の指導力の向上のための研修あるいは読む力、書く力を育成するための学校図書館活用教育の推進、それから家庭学習の充実、さらには理数教育の充実、こういったことに取り組んでいくところでございます。

それから、道徳教育についてでございます。

御質問のございました道徳の副教材であります心のノートでございますが、この心のノートは、子どもが身につける道徳の内容をわかりやすくあらし、道徳価値についてみずから考えるきっかけとなるものとして作成をされておまして、学校だけではなくて家庭で保護者と一緒に考えることもできる教材であると思っております。

この心のノートの視点あるいは指導の内容でございますが、4つの視点から構成をされております。1つが自分自身に関する視点ということで、高い目標を立て、希望と勇気を持ってくじけないで努力する、こういったことが指導内容でございます。それから、2つ目が他の人とかかわりに関する視点、それから3つ目が自然や崇高なものとかかわりに関する視点、それから4つ目が集団や社会とかかわりに関する視点、こういった4つの視点からそれぞれ指導をしていくというふうになっております。

この心のノートの県内での活用状況でございますが、平成23年度に道徳の時間の指導で心のノートを使用した学校の割合でございますが、小学校が86%、中学校が73%という結果でございます。

それから最後に、ふるまい向上プロジェクトについての御質問でございます。

平成22年から始まりましたこのふるまい向上プロジェクトでございますが、ことしから第2期を迎えました。この取り組みでございますが、子どもや保護者を中心に全ての世代に対しまして礼儀、挨拶、思いやり、モラルあるいは倫理観、こういった豊かな人間性の基礎となります振る舞いの定着を図る取り組みでございます。その中で子どもの振る舞いの定着、これは道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などを養うことにつながるものであり、道徳教育が目指すところと重なるものと認識をいたしております。その意味で、ふるまい向上の取り組みは道徳教育の一端を担っていると考えております。今後、このふるまい向上の取り組みが県民全体でさらに一層浸透していくように努めてまいります。以上でございます。